

北九医発第 1 0 4 8 号

令和 8 年 8 月 2 7 日

各 医 師 会 長 殿

北九州市医師会

会長 松 村 洋

(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）

サービス等を利用する場合の手続について

標記の件につきまして、県医師会より別紙の通り通知がありましたので、お知らせ致します。

福岡県医発第 1419 号(地)
令和 8 年 8 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 平 田 泰 彦
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震に伴い避難先市町村の
地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会を通じて別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

避難を要する市町村の要介護者または要支援者が、やむを得ず別の市町村に避難し、当該市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合、本来は事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となりますが、関係市町村間での手続については事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えないとされております。

なお、避難を要する市町村の要支援者または事業対象者が、介護予防・日常生活支援総合事業による旧介護予防訪問介護等に相当するサービスを利用する場合についても、同様の取扱いとしても差し支えないとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- ・ 令和 8 年熊本地震に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について（令 8. 8. 4 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

以上

令和 8 年 8 月 7 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
佐 原 博 之
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震に伴い避難先市町村の
地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について

令和 8 年熊本地震に伴い、避難を要する市町村の要介護者または要支援者が、やむを得ず別の市町村に避難し、当該市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合、本来は事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となりますが、今般の令和 8 年熊本地震による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、厚生労働省より各都道府県介護保険担当主管部局等宛てに、関係市町村間での手続については事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えない旨の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、避難を要する市町村の要支援者または事業対象者が、介護予防・日常生活支援総合事業による旧介護予防訪問介護等に相当するサービスを利用する場合についても、同様の取扱いとしても差し支えないとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了解いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・令和 8 年熊本地震に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について（令 8.8.4 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

以上

事 務 連 絡

令和 8 年 8 月 4 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

令和 8 年熊本地震に伴い避難先市町村の
地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について

避難を要する市町村の要介護者又は要支援者が、やむを得ず別の市町村に避難し、当該市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合は、本来、事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となるところですが、今般の令和 8 年熊本地震による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、関係市町村間での手続については事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えないこととします。

なお、避難を要する市町村の要支援者又は事業対象者が、介護予防・日常生活支援総合事業による旧介護予防訪問介護等に相当するサービスを利用する場合についても、同様の取扱いとしても差し支えありません。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしく願いいたします。